

日本税政連

大阪市・難波大社

生國魂神社(いくたまさん)の干支絵

撮影者・矢田善久(近畿)



発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
小島 善弘

税理士政治連盟会員の購読料は会費の中に含まれます。

主な内容

年頭所感・東会長、岸田首相
年頭所感・各党議連代表議員
新春対談・東会長、木原稔防衛大臣
特集・写真で見る税制改正陳情
10~14面
6~7面
2面
3面

木原防衛大臣(右)と握手を交わす東会長(6~7面に関連記事)

2024年迎春

税理士制度の 更なる発展へ



針葉樹

昔から好きだった歌手の曲が復刻盤としてレコードで発売され懐かしさのあまり購入、埃を被ったレコードプレーヤーやアンプなどを引っ張り出して聴くこととなった▼音楽はネット配信でダウンロードして聴くのが当たり前の現代、30年以上ぶりのレコード鑑賞だったので聴き方をすっかり忘れ、EP盤、LP盤、7インチ、12インチ、33回転、45回転など謎の単語と格闘した時間は新鮮でもあり懐かしくもあった▼CDというデジタルの登場で衰退したアナログのレコードだが最近若い世代の間で人気が再燃しているという。もっとも若者にとってはアナログが逆に新鮮で流行のひとつということなのだろう。雑音があるアナログの音のほろがそぎ落とされたデジタルの音よりも実際の音に近いらしくアナログもまんざら捨てたものではない▼「故きを温ねて新しきを知る」ということわざがあるが、AIやWeb3.0などデジタルの革新は世の中を変え仕事や生活への恩恵は計り知れない中、時には古きアナログと触れ合う時間も進化のためには必要だということだろう。(森下)

令和6年 明けましておめでとうございます

<p>東北税理士政治連盟</p> <p>会長 工藤 重信</p> <p>幹事長 有坂 信彦</p>	<p>北海道税理士政治連盟</p> <p>会長 名越 隆雄</p> <p>幹事長 谷 幹夫</p>	<p>近畿税理士政治連盟</p> <p>会長 那須 弘敬</p> <p>幹事長 長谷川隆史</p>	<p>関東信越税理士政治連盟</p> <p>会長 小林 俊一</p> <p>幹事長 岸 生子</p>	<p>千葉県税理士政治連盟</p> <p>会長 美保 哲夫</p> <p>幹事長 伊豆倉博幸</p>	<p>東京地方税理士政治連盟</p> <p>会長 鈴木 崇晴</p> <p>幹事長 中川 公登</p>	<p>東京税理士政治連盟</p> <p>会長 名倉 明彦</p> <p>幹事長 菅原 祥元</p>	<p>日本税理士政治連盟</p> <p>会長 東 秀優</p> <p>幹事長 吉川 裕一</p>	<p>沖縄税理士政治連盟</p> <p>会長 羽地 明人</p> <p>幹事長 石川 正剛</p>	<p>南九州税理士政治連盟</p> <p>会長 宮本 律夫</p> <p>幹事長 下山 剛矢</p>	<p>九州北部税理士政治連盟</p> <p>会長 永松雄一郎</p> <p>幹事長 中村 伸一</p>	<p>四国税理士政治連盟</p> <p>会長 橋本 孝志</p> <p>幹事長 岩佐 誠志</p>	<p>中国税理士政治連盟</p> <p>会長 井上 博夫</p> <p>幹事長 山中 庸祐</p>	<p>北陸税理士政治連盟</p> <p>会長 森陰 輝夫</p> <p>幹事長 中村 淳</p>	<p>東海税理士政治連盟</p> <p>会長 田中 克明</p> <p>幹事長 中川 直之</p>	<p>名古屋税理士政治連盟</p> <p>会長 平 昌彦</p> <p>幹事長 小島 善弘</p>
---	---	---	--	--	---	---	--	---	--	---	---	---	--	---	---

令和6年 謹賀新年

各党議連代表から年頭所感

デフレ脱却の実感を

自由民主党
税理士制度改革推進議員連盟会長

宮沢 洋一

夏には所得税減税の効果が現れてくると期待をしています。物価高騰が続く中で所得の低い方にはすぐに効果のある給付金という形で生活のご支援をし、それなりの所得があり減税の効果を得る皆様には、この夏のボーナスから減税という形で

夏には所得税減税の効果が現れてくると期待をしています。物価高騰が続く中で所得の低い方にはすぐに効果のある給付金という形で生活のご支援をし、それなりの所得があり減税の効果を得る皆様には、この夏のボーナスから減税という形で

夏には所得税減税の効果が現れてくると期待をしています。物価高騰が続く中で所得の低い方にはすぐに効果のある給付金という形で生活のご支援をし、それなりの所得があり減税の効果を得る皆様には、この夏のボーナスから減税という形で

夏には所得税減税の効果が現れてくると期待をしています。物価高騰が続く中で所得の低い方にはすぐに効果のある給付金という形で生活のご支援をし、それなりの所得があり減税の効果を得る皆様には、この夏のボーナスから減税という形で



今こそ、抜本的な税制改革を！

立憲民主党
税理士制度改革推進議員連盟会長

海江田 万里

政府は、税制を活用して低迷する日本経済の立て直しを企図したようですが、必ずしも多くの国民が納得できる税制改革になっていないと思えません。今年、シャウプ博士が日本の税制の基本を設計してから75年の節目の年です。小手先の税制改革ではなく、新しい時代に適合する抜本的な税制改革を行う時ではないかと感じ

政府は、税制を活用して低迷する日本経済の立て直しを企図したようですが、必ずしも多くの国民が納得できる税制改革になっていないと思えません。今年、シャウプ博士が日本の税制の基本を設計してから75年の節目の年です。小手先の税制改革ではなく、新しい時代に適合する抜本的な税制改革を行う時ではないかと感じ

政府は、税制を活用して低迷する日本経済の立て直しを企図したようですが、必ずしも多くの国民が納得できる税制改革になっていないと思えません。今年、シャウプ博士が日本の税制の基本を設計してから75年の節目の年です。小手先の税制改革ではなく、新しい時代に適合する抜本的な税制改革を行う時ではないかと感じ



日本税理士政治連盟の皆様は、新年の御慶びを申し上げます。東会長をはじめ、役員、会員の皆さまにとって今年が、飛躍の年になるようお祈り申し上げます。樹前会長は日本税理士

日本税理士政治連盟の皆様は、新年の御慶びを申し上げます。東会長をはじめ、役員、会員の皆さまにとって今年が、飛躍の年になるようお祈り申し上げます。樹前会長は日本税理士

日本税理士政治連盟の皆様は、新年の御慶びを申し上げます。東会長をはじめ、役員、会員の皆さまにとって今年が、飛躍の年になるようお祈り申し上げます。樹前会長は日本税理士

政策総動員で経済の好循環 確かなものに

公明党
日本税理士会連合会との政策懇話会会長

北側 一雄

の先生方には、日本経済を支えるためにご尽力を賜り、心より感謝と敬意を申し上げます。日本経済は、デフレ脱却への大きなチャンスを迎えています。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

の先生方には、日本経済を支えるためにご尽力を賜り、心より感謝と敬意を申し上げます。日本経済は、デフレ脱却への大きなチャンスを迎えています。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

の先生方には、日本経済を支えるためにご尽力を賜り、心より感謝と敬意を申し上げます。日本経済は、デフレ脱却への大きなチャンスを迎えています。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

の先生方には、日本経済を支えるためにご尽力を賜り、心より感謝と敬意を申し上げます。日本経済は、デフレ脱却への大きなチャンスを迎えています。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人



新年あけましておめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

新年あけましておめでとうございます。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

新年あけましておめでとうございます。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

新年あけましておめでとうございます。物価高騰など厳しい生活環境の中で、国民一人

中小企業支援と 軽減税率制度の廃止を

日本維新の会
税理士制度改革推進議員連盟会長

美延 映夫

一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。海外では依然として緊迫と混乱の度を深めているウクライナ情勢に加え、イスラエル・パレスチナ問題が勃

一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。海外では依然として緊迫と混乱の度を深めているウクライナ情勢に加え、イスラエル・パレスチナ問題が勃



国内では円安が続く中での物価上昇と複合的な難局の中でのインボイス制度の導入とな

国内では円安が続く中での物価上昇と複合的な難局の中でのインボイス制度の導入とな

国内では円安が続く中での物価上昇と複合的な難局の中でのインボイス制度の導入とな

与党税制改正大綱が決定

通常国会で審議

自由民主党・公明党は12月14日、令和6年度税制改正大綱を決定した。

大綱は、四半世紀続いたデフレからの脱却、継続的な賃上げによる経済の成長、生活への安心感と挑戦する意欲が生まれる社会の構築に向け、①構造的な賃上げの実現、②生産性向上・供給力強化に向けた国内投資の促進、③子育て支援を含む経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、④地域・中小企業の活性化等、⑤円滑・適正な納税のための環境整備、⑥扶養控除等の見直しなどを柱としてとりまとめられている。

大綱に、日税政の要望項目が盛り込まれた。

しかし、コロナ禍が長期にわたり続いたことを踏まえると2年延長では不十分であり、また、計画提出だけでなく、令和9年12月末日とされている相続・贈与の期限も延長すべきであることから、今後引き続き、関係各所に要望を行う。中小法人税制では、賃上げ促進税制について、

踏まえ、特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限の延長を要望していた。

大綱では、特例承継計画の提出期限が2年延長された。

これらの改正が盛り込まれた令和6年度税制改正法案は、1月に召集される通常国会に提出され、審議されることとなる。

後援会対策委員会を開催

日税政は11月28日、第1回後援会対策委員会(河合省吾委員長)を役員改選後の新メンバーでウェブ会議により開催した。写真。

会議には、後援会対策委員会構成員の他、東秀優会長、吉川裕一幹事長が出席した。

会議では副委員長の選任の他、後援会対策委員会が任期中に行う事業について確認、検討が行われた。

まず、各単位税政連



「てびき」は税理士による後援会の設立、日常活動の解散等についての指針や参考資料をまとめた実践的なマニュアルとして平成3年に作成され、以後逐次改訂されてきたもので、今後は現行の「てびき」を再確認し、内容を検討していく。

その他、機関紙「日本税政連」の2月号と7月号に掲載している「アクティブ」の候補者についての意見交換を行った。

組織委員会を開催

日税政は12月15日、第1回組織委員会(坂田寛委員長)を役員改選後の新メンバーでウェブ会議により開催した。写真。

会議には、組織委員会構成員の他、東秀優会長、吉川裕一幹事長

が出席した。

また、前期からの引継事項であり課題である税政連の活動内容について税理士会会員へより一層の周知を図る



ための方策として、税理士会と税政連の協力関係の構築についての

今後の組織率(会費収納率)の向上のためには税理士会との協力関係を築き、税理士会会務のさまざまな場面で税政連活動の必要性を会員へ伝えることが組織率向上を図るために必要であり、具体的な方針について、引き続き

意見交換を行った。

また、昨年の8月23日の正副会長会において報告された、「会費の徴収状況に関するアンケート調査報告」を基に、各単位税政連の組織の現状、今後の課題、行うべき施策について確認を行った。アンケート調査は今後も継続し、次年度アンケートは今年の4月に組織委員会を開催し、アンケートの設問を検討することを決定した。

続いて、令和2年度に日税政への理解を深めるための施策の一環として作成された税政連活動紹介リーフレットについて、今年度の内容を更新の上で作成することとした。

先日、コロナ禍でも参加を自粛し基礎疾患を持っていたので、還暦の同窓会が卒業後40年の用心はしていなかった。年振りの再会であった。

後日談ではあるが1年遅れで開催された。その後、緑寿の同窓会参加者からコロナの感染者が多かったことを聞いた。

南九州会 平本 和則

コロナ禍での同窓会

南九州会 平本 和則

数発生したことを聞いた。

「アクティブ」は広報委員会との共同で後援会活動の紹介を目的として後援会のある議員と後援会長との対談・インタビューを掲載するシリーズである。

昨年2月号に泉健太議員(立民・京都3区)、7月号に永岡桂子議員(自民・茨城7区)にお願いをした。

12月9日、東京地方税理士会館(横浜市)において「税理士による三原じゅん子後援会」(自民・神奈川選挙区)の設立総会が開催された。写真。

当日は来賓に、鈴木崇晴東地税政連会長、一ノ瀬裕神奈川県連会長を迎え総勢12名で開催された。

総会は近藤高司会長が開会のあいさつ並びに来賓の紹介をし、議長に中村泰宏会長が選任され、設立趣意書、後援会規則及び役員人事案を説明した。

その後、議案審議に入り、すべての議案が満場一致で可決承認され、東秀優日税政連会長の祝電と鈴木会長、一ノ瀬会長からの来賓祝辞があった。

最後に三原議員よりあいさつをいただき「後援会を設立していただき大変光栄です。税制に関して皆様よりご指導いただきながら活動していきたい。」と謝辞が述べられた。

税理士による三原じゅん子後援会が設立総会を開催

東京地方税理士政治連盟

12月9日、東京地方税理士会館(横浜市)において「税理士による三原じゅん子後援会」(自民・神奈川選挙区)の設立総会が開催された。写真。

当日は来賓に、鈴木崇晴東地税政連会長、一ノ瀬裕神奈川県連会長を迎え総勢12名で開催された。

総会は近藤高司会長が開会のあいさつ並びに来賓の紹介をし、議長に中村泰宏会長が選任され、設立趣意書、後援会規則及び役員人事案を説明した。

その後、議案審議に入り、すべての議案が満場一致で可決承認され、東秀優日税政連会長の祝電と鈴木会長、一ノ瀬会長からの来賓祝辞があった。

最後に三原議員よりあいさつをいただき「後援会を設立していただき大変光栄です。税制に関して皆様よりご指導いただきながら活動していきたい。」と謝辞が述べられた。



東京地方税理士政治連盟

12月9日、東京地方税理士会館(横浜市)において「税理士による三原じゅん子後援会」(自民・神奈川選挙区)の設立総会が開催された。写真。

当日は来賓に、鈴木崇晴東地税政連会長、一ノ瀬裕神奈川県連会長を迎え総勢12名で開催された。

総会は近藤高司会長が開会のあいさつ並びに来賓の紹介をし、議長に中村泰宏会長が選任され、設立趣意書、後援会規則及び役員人事案を説明した。

その後、議案審議に入り、すべての議案が満場一致で可決承認され、東秀優日税政連会長の祝電と鈴木会長、一ノ瀬会長からの来賓祝辞があった。

最後に三原議員よりあいさつをいただき「後援会を設立していただき大変光栄です。税制に関して皆様よりご指導いただきながら活動していきたい。」と謝辞が述べられた。

次の世代につなげていきたいもの それは 税理士どうしの助け合い

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様にご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。

一人ひとりのやさしい心の寄り添いが、大きな助け合いの輪となっています。

ぜひとも皆様のご加入を賜りますよう、どうぞよろしくお申し込み申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁



1月下旬に届く共済会からのお知らせを是非ご覧ください。

おしどり保障 個人年金

あるべき税制、税理士制度とは

本紙では、昨年9月13日の第二次岸田内閣発足に伴い防衛大臣に就任した木原税理士を迎え、あるべき税制、税理士制度をテーマに東会長との新春対談を防衛省の防衛大臣室で行った。

はじめに―年頭のあいさつ

東 明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。また昨年は防衛大臣へのご就任、おめでとうございます。

木原 ありがとうございます、東先生も日本税理士政治連盟会長ご就任おめでとうございます。熊本1区では2500票差で惜敗めどうもありがとうございます。

東 ありがとうございます。昨年の9月28日開催の第57回定期大会において会長に就任しました。当日は木原大臣もお忙しい中にもかかわらず大会懇親会に駆けつけてくださり、あいさつをいただき大変嬉しく思っております。また、木原大臣はスポーツマンでもありまして、出身の済々黌高校ではハンドボール部の主将を務めておられました。



木原 稔(きはら・みのる)

昭和44年8月12日熊本県熊本市生まれ。早稲田大学を卒業後、日本航空株式会社に入社。同社を平成16年に退社した後の平成17年9月に衆院議員に初当選。その後、防衛大臣政務官、自民党青年局長、財務副大臣、内閣総理大臣補佐官などを歴任。令和5年9月から第2次岸田第2次改造内閣にて防衛大臣に就任、現在に至る。

納税者へ積極的なサポートを 木原大臣

- ◆出席者◆
- 防衛大臣(衆院議員・熊本1区) 木原 稔
 - 日本税理士政治連盟会長 東 秀優
 - 税理士による木原税理士政治連盟会長 本田 洋一
 - (司会) 日本税理士政治連盟広報委員長 小島 善弘

木原 私が東会長と初めてお会いしたのは、まだ国会議員になる前でした。監査の導入に伴い、東会長に私の監査今日に至るまでさまざまなご指導をい人になっていただきました。本日に公原校後援会)も設立いただきました。平成19年12月の政治資金規正法改正

令和5年を振り返って

―令和5年を振り返って、まず東会長の所感をお聞かせください。

東 国際情勢ではロシアによるウクライナへの侵略が長期化し、出口が見えない状況が続く。パレスチナ自治区後にも引き続き要望を続けていくとハマスの戦闘が始まりました。民間人、女性、子どもも無差別に攻撃され、被害が拡大しています。また、日本においては周辺諸国との関係の点で難しい情勢が続きます。日本の平和が続くために木原大臣には尽力していただければと思います。

税制改正に関しましては、例年同様陳情活動を各単位税政連、後援会も含めて積極的に展開しました。特に力を入れましたのが法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限の延長です。現行では特例承継計画の提出期限が本年の3月末日になってい

ますので、これを令和10年の3月末日まで4年間延長することを要望しました。

12月14日に公表されました令和6年度税制改正大綱では、まず特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。しかしながら、コロナ禍が長期にわた

り続いたことを踏まえれば2年延長では不十分であり、また、計画提出だけでなく、令和9年12月末日とされていく相続・贈与の実行期限も延長すべきでありますので、これらについて今

後も引き続き要望を続けていくと公平かつ合理的な税制の確立に取

り組んでいきたいと考えております。木原大臣はいかがでしょう。

木原 9月に防衛大臣を拝命しましたが、それまでは衆議院の国土交通委員長をしておりました。自民党の役職では、「いごも・若者」輝く未来実現会議の座長をして



木原防衛大臣を囲んで

は取り組ませていただきました。昨年9月から初めて閣僚として防衛大臣を拝命いたしました。以降、身を引き締めて日々の公務に当たっております。

税制について

―昨年10月からインボイス制度、今年1月より改正電子帳簿保存法がそれぞれスタートしました。日税政として、これからもさまざまな課題に適切に対応していかねばいけません。東会長のお考えをお聞かせください。

東 課題としては、やはりインボイス制度です。制度導入による混乱が続くことが危惧されます。細かい問題点を挙げればキリがありませんが、中小企業者の負担にならない柔軟な運用をお願いしたいと考えております。

そして、消費税に関する課題として、現在、あまりにも非課税項目が多く、実務上の混乱が生じております。なるべ

く非課税項目を減らしていただきたいと考えています。

また、年末調整の実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒しについて

も引き続き検討していただきたいと考えております。

―木原大臣はこれらについてのどのよう

にお考えでしょうか。
木原 まず、東会長をはじめとして税理士の先生方の不断の努力により、税務行政の円滑な運営やわが国の申告

は取り組ませていただきました。昨年9月から初めて閣僚として防衛大臣を拝命いたしました。以降、身を引き締めて日々の公務に当たっております。

東 大臣としてのお仕事はいかがでしょう。なかなか熊本にお帰りに

なれないとは思いますが。
木原 そうですね。防衛大臣は緊急時に国家安全保障会議に参集しなければいけません。防衛大臣は同会議の4

大臣会合(総理大臣、外務大臣、防衛大臣及び官房長官)の1人ですから、

例えば北朝鮮からの弾道ミサイル発射などの事態に備えていつでも待機して

おります。

納税制度がしっかりと支えられているという点に感謝を申し上げます。

また、令和6年度の税制改正要望につきましまして、昨年8月に本田後援会長から手交していただいております。内容について説明をいただいております。

インボイス制度は、昨年の10月よりスタートしました。限定的ではありますが、一定の負担軽減措置が導入されました。これも税政連の先生方が熱心に運動を続けてきた成果であろうと考えて

おります。

そして、さきほど東会長から発言がありまして、年末調整の時期及び所得税の確定申告期限の後倒しですが、

税理士の先生方がこの時期に大変ご苦労されているということは、よく承知

をいたしております。納税環境の整備、業界の働き方改革としても後倒しは

合理性がある、十分に検討の余地がある、このように考えております。

これからも建議・要望をいただき、私なりに、またひとりの議員として現場の声を大切にしながらしっかりと対応していきたいと考えております。

木原稔防衛大臣に聞く

新春対談

中小企業者の負担にならない税制に 東会長



東会長



本田後援会長

これからの応援とともに、引き上げたいと考

続き後援会を盛り上げていきたいと考

後援会との間で素晴らしい関係が築けているようですが、木原大臣は自身の後援会についてどのような印象をお持ちですか？

木原 本田後援会長から設立して10年ということをお聞きいただき、非常に感慨深い気持ちです。毎年、税制改正の建議・要望をいただきますが、自民党は税制調査会で次年度の税

防衛力の抜本的強化が急務

現在、防衛大臣という立場で職務に当たっておられますが、東アジア情勢という点では予断を許さない厳しい状況が続いております。防衛大臣としての今後の取り組みについてお聞かせください。

木原 現在、日本を取り巻く安全保障環境というものは非常に厳しく、複雑なものになっております。

ロシアによるウクライナ侵略が長期化しておりますが、ロシアはウクライナ侵略と並行して、極東で活発な軍事活動を続けており、特に中国と連携し、艦艇や爆撃機による共同の軍事活動を繰り返しております。

またその中国も透明性を欠いたまま、近年は軍事力を急速に増強させつつ、東シナ海や南シナ海などでの力による一方的な現状変更や、その試みを継続しています。

そして、北朝鮮は一昨年以降、かつたない高い頻度での弾道ミサイル発射を繰り返しています。昨年11月21日にも衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射を強行しました。これは国連安全保障理事会決議に違反する行為であり、断じて許され

後援会は今年で10年目

本日の対談には「税理士による木原稔後援会」の本田洋一後援会長にうれしく思います。

これからの木原大臣の政治活動を後援会として積極的にバックアップしていきたいと考えています。大臣になって以降、地元熊本へ戻られることが大変難しい状況ではありますが、リモートでのハイブリッドの総会を開くなどして、今後も後援会の組織を強固なものにしていきたいと考えております。

この10年を思い返しますと、木原大臣には後援会の定期総会で、国政報告会として大変有意義なお話をいただいております。国政報告のテーマは国内問題だけでなく国際問題も、また税務に関連した税制の裏側、議員の先生しか知らない貴重な情報をいただいております。

このようにお話を聞けるからこそ、後援会の会員の先生方も総会に参加していただければ、後援会活動が活発話をしていただければ、非常に尊敬しております。

また余談にはなりますが、私と木原大臣は高校の同級生です。そういった経緯で私が後援会長を務め、最初に国議員に立候補された時から応援をしております。同級生だった時から今に至るまでずっと木原大臣を見てきました。議員や大臣という以前に本心にひ

制が検討されます。具体的にどのような改正がされるか、あるいは今こういうことが議論の俎上にあがっていると、か、そのようなことを毎年2回は国政報告会としてお話をさせていただいております。

またこの10年の間に財務副大臣も経験させていただきました。まさに税を所掌する官庁の副大臣として公務に当たったわけですが、非常に良い経験になりました。税制改正の現場である主として、とても素晴らしいと思っております。

引き続き、税理士の先生方には税務の専門家としての立場を活かし、適正な納税環境の整備に努めていただきたいと思います。

税理士の先生方がそのようにボランティアで一般の納税者の方々に助けていく。雑損控除などの仕組みについて丁寧に教える姿を目の当たりにしまして、とても素晴らしいと思っております。

引き続き、税理士の先生方には税務の専門家としての立場を活かし、適正な納税環境の整備に努めていただきたいと思います。

このようにあらゆる対策を講じながら、戦争を起すためではなく、戦争を起さないための抑止力として我々は防衛力を強化するというところ。そして、同盟国や同志国との連携を強化することによって相手からの侵略を抑止していき、日本の防衛力の強化だけでなく、日米同盟に基いて、そのように考えております。

しかし、日本の防衛力の強化だけでなく、日米同盟に基いて、そのように考えております。

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

ドラマを観て息抜き

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

ここで話題を変えまして、プライベートでドラマを観ることが趣味になっております。

最後にありますが、大臣から税関関わるものです。私も財務副大臣の時などに税制について真剣に考えましたが、やはり税制というのは時代によって

税務の専門家として納税者への積極的なサポートを

積極的なサポートを

紙面に限りがありますが、東会長との今後の税制についての貴重な意見交換もさせていただきたく思います。対談記事掲載に当たって、木原稔事務所のスタッフの皆様や南九州税政連、税理士による木原稔後援会の皆様からご協力をいただきたく思います。改めてこの場をお借りして厚く御礼を申し上げます。



対談を終えて 広報委員長 小島善弘

木原議員は、防衛大臣として日本の防衛を担う重要な議員の一人です。

令和6年度税制改正大綱(抜粋)

令和5年12月14日
自由民主党・公明党

自由民主党と公明党は、12月14日、令和6年度税制改正大綱を決定した。同大綱には「法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限の延長」や「賃上げ促進税制に関する繰越控除制度の創設」等の内容が盛り込まれ、本連盟の税制改正要望が取り上げられた。今後は令和6年1月に召集される通常国会に税制改正法案が提出される。

資料として令和6年度税制改正大綱から関係部分を抜粋する。

○令和6年度税制改正の基本的考え方

過疎化や高齢化といった地方の課題の解決及び地方活性化に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、行政サービスとの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体の間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

1. 構造的な賃上げの実現

(2) 賃上げ促進税制の強化
中小企業においては、未だその6割が欠損法人となっており、税制措置のインセンティブが必ずしも効かない構造となっている。しかし、わが国の雇用の7割は中小企業が担っており、広く国民の構造的・持続的な賃上

げを果たしていくためには、こうした企業に賃上げの裾野を拡大していくことは極めて重要な課題である。こうした観点から、本税制をより使いやすきものとしていくため、従来

の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たに繰越控除制度を創設し、これまで本税制を活用できなかった赤字企業に対しても賃上げにチャレンジいただく後押しをする。具体的には、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかつた分を5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。

また、持続的な賃上げを実現する観点から、繰越控除する年度については、全雇用の給与等支給額が対前年度から増加していることを要件とすることとする。

2. 生産性向上・供給

力強化に向けた国内投資の促進
(3) スタートアップ・エコシステムの抜本的強化
スタートアップは、イノベーションを生み出す主体として、生産性向上を通じて、日本の経済の潜在成長率を高める重要な存在である。一方で、全体として資金や人材面で課題を抱えており、そうした課題への対応を後押ししていく必要がある。その際、課題や措置の必要性等がスタートアップのステージ毎に異なる点に留意し、ステージ毎のきめ細やかでメリハリの利いた対応を行うことが重要であり、特に資金調達に係る措置については、各ステージのリスクに応じた優遇措置とすることが必要である。ときに特例的な優遇措置を設ける必要もあるが、その際は、対象がスタートアップに限定される

よう制度設計をし、その政策効果や必要性をよく見極める必要がある。また、優遇税制が租税回避に用いられやすい点にも留意し、適切な執行体制を確保することも重要である。特に所得税の優遇措置に当たっては、過度な富裕層優遇となる可能性にも留意し、公平性の観点にも配慮した制度設計を行う必要がある。こうしたスタートアップ関連税制に対する基本的な考え方は、昨年度に引き続き、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための税制措置を講ずる。

「出口」については、現在はIPOに偏重しているが、事業規模が未拡大の段階でIPOが行われ、その後成長が鈍化する傾向にあるとの指摘がある点に留意し、IPO後の成長を促進すること、スタートアップが既存企業の資金や人材といった経営資源を活用できるような環境を整えること、その後の「事業展開」において、より力強い成長を実現することが期待される。この観点から、

ストックオプション税制における保管委託要件について、企業買収時において機動的に対応できるように、スタートアップ自身による管理の方法を新設する。

さらに、主としてレイター期の人材確保に資するよう、ストックオプション税制の年間の権利行使価額の上限を、スタートアップが発行したものについて、最大で現行の3倍となる年間3600万円への引上げを実施する。

「入口」、「事業展開」に関して、エンジェル税制については、令和5年度税制改正により措置されたスタートアップへの再投資に係る非課税措置を含め、再投資期間の延長について、令和7年度税制改正において引き続き検討する。

オープンイノベーション促進税制は、株式取得の一定額の所得控除を認める極めて異例の措置であり、特に、新規出資型について

は、取得から3年経過後は、仮に株式を譲渡したとしても免税となる仕組みとなっている。

このように、本税制は極めて異例のものであるが、現在、「スタートアップ育成5か年計画」が始まったばかりの時期であることに鑑み、令和6年度税制改正に限った特例的

な対応として、現在のままの形で、本税制の適用期限を2年延長することとする。

スタートアップ創出促進の観点から、令和5年度税制改正により創設された親法人の持分を一部残すスピントフを適格株式分配とする制度について、認定計画の公表時期を見直すとともに、計画の認定要件の見直しを行った上、適用期限を4年延長する。

発行者以外の第三者が継続的に保有する暗号資産については、一定の要件の下、期末時価評価課税の対象外とする見直しを行う。これにより、Web3.0の推進に向けた環境整備が進み、ブロックチェーン技術を活用した起業等が促進される

ことが期待される。

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 今後の個人所得課税のあり方
① 私的年金等に関する公平な税制のあり方
働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いかによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転載などの増加に対応していないといった指摘もある。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿勢とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じて適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しを求めらる。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所

要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る

税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

② 人的控除をはじめとする各種控除の見直し
個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。引き続き、

格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、個人所得課税における人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

(3) グローバル化を踏まえた税制の見直し
① 新たな国際課税ルールへの対応
BEPSプロジェクトの立上げ時から国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたわが国にとって、令和3年10月にOECD/G20「BEPS包括的枠組み」においてまとめられた、経済的デジタル化に伴う課税上

の対応

の対応

の対応

の対応

の対応

の対応

の対応

の対応

な対応として、現在のままの形で、本税制の適用期限を2年延長することとする。

第47回 日税研究賞 論文・著書募集

本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。

1. 応募論文・著書の範囲
租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。

2. 未公表論文
本賞のために日本語により執筆(共同執筆を除く)されたもので本賞表彰式が終了するまでの間、いかなる媒体にも公表されないもの。

● 研究者の部：44,000字まで
● 税理士の部：22,000字まで
● 実務家の部：22,000字まで
● 一般の部：18,000字まで

・A4判(40字×30行、横書き、10.5ポイント)
・本文・脚注・図表以外(表紙・目次・写真・参考文献等)については、文字数に含めない。
・当該論文等及び要旨と同内容のデータ(CD-R・USBメモリ等の電磁的記録物)を併せて提出。

3. 既公表論文・著書
論文を内容とするもので、2023年内に公表・刊行された日本語によるもの(共同執筆を除く)。2022年以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ないもの、改訂版、翻訳物及び辞(事)典類は含めない。
・1年を超える連載論文又は著書からなるものについては、連載又は刊行完了が2023年内のものを対象とする。

4. 2・3共通事項
論文・著書とは別に1,600字以内(A4判)の要旨を添付すること。ただし、著書については、「はしがき(序文)」をもって要旨に代えることができる。
・応募論文等のうち本賞以外に応募したもの及び形式基準を満たしていないものは受け付けない。

◆ 応募期間 2024年2月1日～3月31日 ※必着

◆ 賞金

<p><未公表論文></p> <p>① 研究者の部 最優秀 … 150万円 優 秀 … 50万円 入 選 … 20万円</p> <p>② 実務家の部 最優秀 … 100万円 優 秀 … 50万円 入 選 … 20万円</p> <p><既公表論文・著書></p> <p>① 研究者の部 特別賞 … 50万円 奨励賞 … 20万円</p>	<p>③ 税理士の部 最優秀 … 100万円 優 秀 … 50万円 入 選 … 20万円</p> <p>④ 一般の部 最優秀 … 50万円 優 秀 … 20万円 入 選 … 10万円</p>	<p>◆ 選考委員</p> <p>村 井 正(関西大学名誉教授) 神 野 直 彦(東京大学名誉教授) 中 里 実(東京大学名誉教授)</p> <p style="text-align: right;">他に学識経験者約20名</p>
---	---	--

◆ 発表 2024年7月10日までに文書で通知し、授賞者は表彰、優秀な論文については公表します。

【本掲載内容は応募要領から一部抜粋です。応募の際は必ず応募要領全文(日税研HPに掲載)をご覧ください。】

公益財団法人 日本税務研究センター 第47回「日税研究賞」係 ホームページ <https://www.jtri.or.jp>
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館1F TEL 03(5435)0912(代) FAX 03(5435)0914

の課題への解決策に関する国際合意の実施に向けた取組みを進めることが重要である。市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」と「第2の柱」)については、国際合意のうち、「第2の柱」については、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものであり、令和5年度税制改正に引き続き、国際合意に則った法制化を進める。

令和6年度税制改正において、所得合算ルール(IIR・Inclusion Rule)については、OECDにより発出されたガイダンスの内容や、国際的な議論の内容を踏まえ、制度の明確化等の観点から、所要の見直しを行う。国内ミニマム課税(QDMTT・Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)を含め、OECDにおいて来年度以降も引き続き実施細目が見込まれる見込みであるもの等については、国際的な議論を踏まえ、令和7年度税制改正以降の法制化を検討する。

「第2の柱」の導入における国・地方の対応については、令和5年度税制改正の際の整理に従って次のとおりとする。

「第2の柱」の導入における国・地方の対応については、令和5年度税制改正の際の整理に従って次のとおりとする。

IIR・軽課税所得ルール(UTPR・Under taxed Profits Rule)は、外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、課税対象と地方公共団体の行政サービスとの公益性が観念できないため、地方税である法人住民税・法人事業税(特別法人事業税を含む。以下同じ。)の課税は行わないこととし、現行の税率を基に法人税による税額と地方法人税による税額が90.7・93の比率となるよう制度を措置する。

QDMTTは、内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組みであり、公益性が観念できること等を踏まえ、国・地方の法人課税の税率(法人実効税率29.74%の内訳)の比率を前提とした仕組みとする。簡素な制度とする観点から、QDMTTにおける法人住民税・法人事業税相当分については、地方法人税に含めて国で一括して課税・徴収することとし、地方交付税により地方に配分する。これらを踏まえ、法人税による税額と地方法人税による税額が75.3・24.7の比率となるよう制度を措置する。

外国子会社合算税制については、国際的なルールにおいても「第2の柱」と併存するものとされており、「第2の柱」の導入以降も、外国子会社を通じた租税回避を抑制するため、課税を抑制する措置としてその重要性は変わらない。他方、「第2の柱」の導入により対象企業に追加的な事務負担が生じることを踏まえ、令和5年度税制改正に引き続き、外国子会社合算税制について可能な範囲で追加的な見直しを行うこととし、令和7年度税制改正以降に見込まれる更なる「第2の柱」の法制化を踏まえ、必要の見直しを検討する。

「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することから1万円以下に引き上げることとする。法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末日までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的な拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末日まで2年延長する。

「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することから1万円以下に引き上げることとする。法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末日までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的な拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末日まで2年延長する。

「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、引き続き国際的な議論に積極的に貢献することから1万円以下に引き上げることとする。法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和6年3月末日までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的な拡充を行ったものである。コロナの影響が長期化したことを踏まえ、特例承継計画の提出期限を令和8年3月末日まで2年延長する。

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しを行うこととする。具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げることとする。

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しを行うこととする。具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げることとする。

地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動の活性化や、「安いニッポン」の指摘に象徴される飲食料費に係るデフレマインドを払拭する観点から、交際費課税の見直しを行うこととする。具体的には、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準について、会議費の実態を踏まえ、現行の1人当たり5千円以下から1万円以下に引き上げることとする。

「(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等」

「(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等」

「(1) 中堅・中小企業の成長を促進する税制等」

「(2) 外形標準課税」

「(2) 外形標準課税」

「(2) 外形標準課税」

「(3) 地方税務手続のデジタル化」

「(3) 地方税務手続のデジタル化」

「(3) 地方税務手続のデジタル化」

「(4) 交際費等の損金不算入制度について」

「(4) 交際費等の損金不算入制度について」

「(4) 交際費等の損金不算入制度について」

退職金対策、考えていますか?! ぜいたいきょうは、1983年(昭和58年)の設立以来、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度運営を通じて、皆様の繁栄を応援しています。 退職金のことなら ぜいたいきょうにお任せください! 安心できる退職金制度は? 関与先にも紹介したい... ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は... 満65歳未満までOK! 関与先の皆様もご契約できます 複利はなんと2%!!! 掛金は全額必要経費、または損金に計上 月額3,000円から確かな保証! 充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意) 制度の詳細はホームページをご覧ください ぜいたいきょう 一般社団法人 ぜいたいきょう 税退共 株式会社 税理士事務所職員退職年金共済会



重徳和彦議員 (立民・愛知12区)



細野豪志議員 (自民・静岡5区)



大西健介議員 (立民・愛知13区)



勝俣孝明議員 (自民・静岡6区)



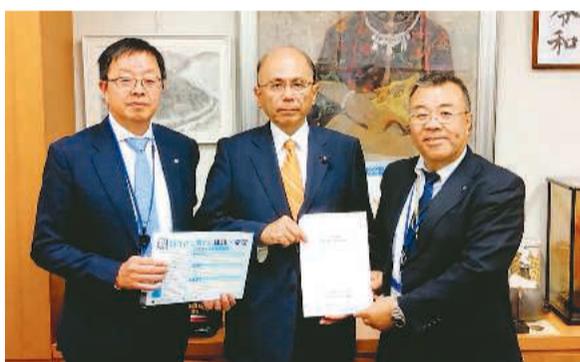
今枝宗一郎議員 (自民・愛知14区)



城内実議員 (自民・静岡7区)



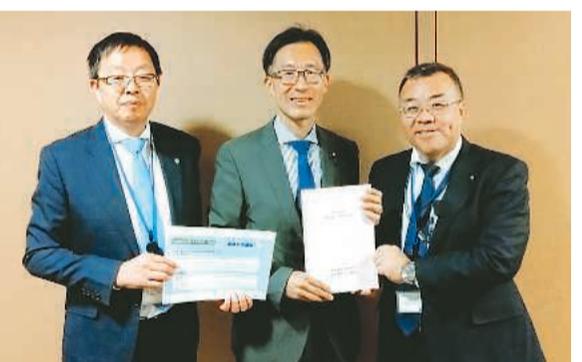
井林辰憲議員 (自民・静岡2区)



根本幸典議員 (自民・愛知15区)



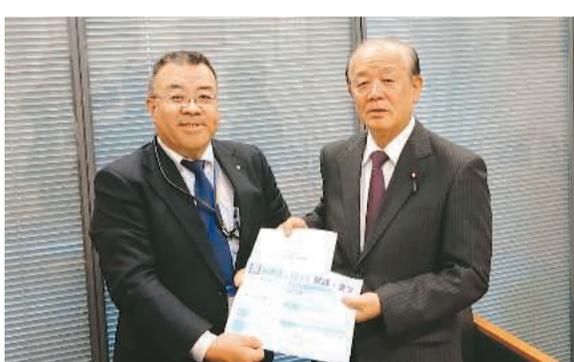
丹羽秀樹議員 (自民・愛知6区)



小山展弘議員 (立民・静岡3区)



川崎ひでと議員 (自民・三重2区)



八木哲也議員 (自民・愛知11区)



深澤陽一議員 (自民・静岡4区)

写真で見る

日税政の 税制改正 陳情活動

12月号に続き陳情活動の写真を掲載し、活動の様様を10面から14面にわたり紹介する。



東海

JDLのAI-OCRで業務改善

「JDL AI[®]」が会計事務所の “三大入力負荷”を大幅に削減!

—— 仕訳入力、年末調整、確定申告。会計事務所の“三大入力負荷”をJDL AIが大幅に削減。繁忙期だけでなく年間を通じた業務改善で、会計事務所が大きく変わります。

AI-OCR 仕訳入力システム™ AI-OCR 年末調整入力システム™ AI-OCR 確定申告入力システム™

お仲間の税理士に、ぜひJDL AIの評判をお聞きください!

選んでよかった! JDL



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

事務所にいながら30分でよく分かる! もちろん無料!

JDLの「AI-OCR」を
Webデモンストレーション
で体感!

お申込みはこちら

JDL AI 検索





榛葉賀津也議員 (国民・静岡選挙区)



中川康洋議員 (公明・比例東海)



鈴木英敬議員 (自民・三重4区)



平山佐知子議員 (無所属・静岡選挙区)



伊藤渉議員 (公明・比例東海)



青山周平議員 (自民・比例東海)



酒井庸行議員 (自民・愛知選挙区)



中川正春議員 (立民・比例東海)



石井拓議員 (自民・比例東海)



藤川政人議員 (自民・愛知選挙区)



渡辺周議員 (立民・比例東海)



宮澤博行議員 (自民・比例東海)



安江伸夫議員 (公明・愛知選挙区)



田中健議員 (国民・比例東海)



石原正敬議員 (自民・比例東海)



田島麻衣子議員 (立民・愛知選挙区)



若林洋平議員 (自民・静岡選挙区)



山本左近議員 (自民・比例東海)



野上浩太郎議員(自民・富山選挙区)



橘慶一郎議員(自民・富山3区)



斎藤嘉隆議員(立民・愛知選挙区)



宮本周司議員(自民・石川選挙区)



佐々木紀議員(自民・石川2区)



大塚耕平議員(国民・愛知選挙区)



滝波宏文議員(自民・福井選挙区)



西田昭二議員(自民・石川3区)



伊藤孝恵議員(国民・愛知選挙区)



山崎正昭議員(自民・福井選挙区)



稲田朋美議員(自民・福井1区)



山本佐知子議員(自民・三重選挙区)



中国



高木毅議員(自民・福井2区)



北陸



逢沢一郎議員(自民・岡山1区)



堂故茂議員(自民・富山選挙区)



田畑裕明議員(自民・富山1区)



井原巧議員 (自民・愛媛3区)



北村経夫議員 (自民・山口選挙区)



平口洋議員 (自民・広島2区)



長谷川淳二議員 (自民・愛媛4区)



片山さつき議員 (自民・比例)



寺田稔議員 (自民・広島5区)



尾崎正直議員 (自民・高知2区)



佐藤公治議員 (立民・広島6区)



山本有二議員 (自民・比例四国)



山口俊一議員 (自民・徳島2区)



林芳正議員 (自民・山口3区)



平井卓也議員 (自民・比例四国)



大野敬太郎議員 (自民・香川3区)



舞立昇治議員 (自民・鳥取島根)



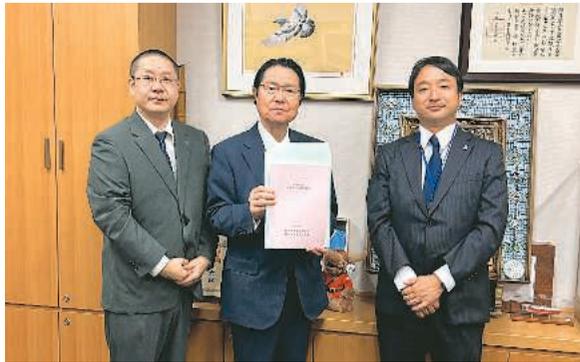
白石洋一議員 (立民・比例四国)



塩崎彰久議員 (自民・愛媛1区)



宮沢洋一議員 (自民・広島選挙区)



衛藤征士郎議員(自民・大分2区)



野田国義議員(立民・福岡選挙区)



中西祐介議員(自民・徳島高知)



岩屋毅議員(自民・大分3区)



山下雄平議員(自民・佐賀選挙区)



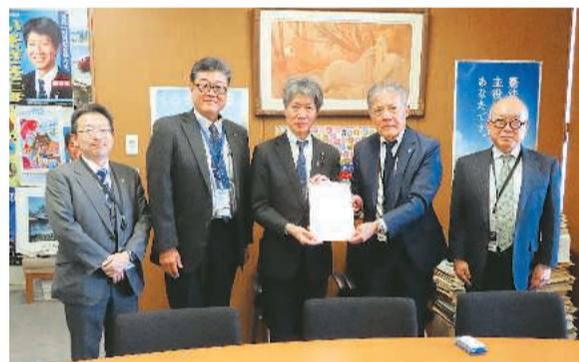
三宅伸吾議員(自民・香川選挙区)



馬場成志議員(自民・熊本選挙区)



福岡資麿議員(自民・佐賀選挙区)



磯崎仁彦議員(自民・香川選挙区)



沖縄



南九州



山本順三議員(自民・愛媛選挙区)



島尻安伊子議員(自民・沖縄3区)



木原稔議員(自民・熊本1区)



九州北部



伊波洋一議員(無所属・沖縄選挙区)



坂本哲志議員(自民・熊本3区)



鬼木誠議員(自民・福岡2区)



今年こそ始めてみませんか!

事務所の
収入UPに

税理士VIP代理店

関与先に全税共扱いの保険を勧奨し、成約すると提携保険会社から代理店手数料が支払われます

税理士VIP代理店のメリット

- 1) 事務所の収入源が拡大します
保険の成約によって提携保険会社から支払われる代理店手数料が事務所の新たな収入源になります。
- 2) 関与先に役立つ豊富な保険知識が習得できます
VIP代理店の業務を通じて、関与先の継続的繁栄に欠かせない
 - ①医療や年金制度など、充実した福祉制度
 - ②円滑な事業承継
 などに関する詳しい保険知識が習得できます。
- 3) 代理店業務は保険会社がアシストするので安心
保険会社は次のサービスを通じて、VIP代理店の仕事をしっかりアシストします。
 - ①代理店経営に関する相談窓口の開設
 - ②保険設計に関する資料提供と支援
 - ③保険販売ノウハウの提供と支援 など



税理士VIP代理店の資格

税理士VIP代理店になるためには、生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす事が必要です。

- 一般代理店になる場合(特定1社専属の募集代理店)
一般課程試験に合格すること。
- 乗合代理店になる場合(複数社の募集代理店)
一般課程試験に合格した保険募集人が2名以上いて、その中に専門課程試験に合格した教育責任者及び業務管理責任者(兼務可)がいること。

税理士VIP代理店の仕事

- 1) VIP大型総合保障制度と全税共年金の拡販および契約の保全
- 2) 生命保険設計書の作成および提案
- 3) 加入申込書類の記入と手続
- 4) その他

税理士VIP代理店とは
全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

税理士VIP代理店に関する詳細は、以下の提携保険会社に直接お問い合わせ下さい。

- 税理士VIP代理店提携保険会社
- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆エヌエヌ生命 ◆明治安田生命 ◆メットライフ生命 ◆住友生命
 - ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命 ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD生命

税理士VIP代理店 推進キャンペーンZ1・年度末特別キャンペーン

全税共創立50周年記念
第25回税理士VIP代理店
推進キャンペーンZ1
対象: 税理士会会員
期間: 2024年1月1日~12月31日
奨励基準: 期間中に税理士VIP代理店登録した方にギフトカード(1万円)を贈呈



全税共創立50周年記念
第21回税理士VIP代理店**年度末特別キャンペーン**
対象: 税理士VIP代理店
期間: 2024年1月1日~3月31日
対象契約: 期間中に成立した全税共扱の保険契約

表彰基準及び賞品:

賞名	表彰基準(月額保険料)	賞品(ギフトカード)
ダイヤモンド賞	200万円以上	30万円
ゴールド賞	150万円以上	20万円
シルバー賞	100万円以上	10万円
ブロンズ賞	50万円以上	5万円
努力賞	契約件数5件以上	1万円

※上記賞は重複表彰しない。※年払契約の場合は、年払保険料の12分の1を計上。
※全税共年金の一括払の保険料は、100分の3を計上。



新春のお慶びを申しあげます



2024年の年が明けました。皆さまにおかれましては、幸多き初春をお迎えのこととお慶び申しあげます。

本年は、本共栄会創立50周年の記念すべき年に当たります。今日に至るまで、多くの皆様に支えていただきましたこと、衷心より感謝いたします。おかげさまで、主要事業であるVIP大型総合保障制度をはじめ、全税共年金や各種会員サービスなどの本共栄会事業は堅調に推移しており、50周年に向け更なる飛躍を目指しているところです。関係者の皆さまには、何とぞ一層のご協力を賜りますようお願い申しあげます。

今後も初心を忘れることなく、「関与先・提携企業・税理士業界の三者が共に栄える」という基本理念に基づき、税理士業界のみならず広く社会に貢献できるように事業の充実と推進に努めると同時に、二つの公益財団法人(日本税務研究センター、全国税理士共栄会文化財団)の運営支援等を行っていき所存ですので、引き続き本共栄会事業にご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

令和六年元旦

全国税理士共栄会
会長 秋場 良司



全税共は税理士業界・社会公共の発展に貢献しています

全税共の主な事業

VIP大型総合保障制度

経営者大型保険

掛捨ての割安な保険料で大きな保障

経営者保険総合プラン

経営者等の退職金準備に最適な保険

経営者スーパープラン

医療費対策に最適な保険

団体所得補償保険

就業不能時の収入を補償

新・団体医療保険

入院1日目から補償、日帰り入院も補償

介護・がん補償保険

介護補償/要介護3以上で年金方式の保険金

がん補償/1年更新、入院保険金は1日目から

介護補償のみ、がん補償のみでも加入できます

ビジネスマスタープラス(事業活動総合保険)

6つの補償(物損害・工事物・商取引・休業・賠償)

個人賠償責任補償保険

自転車事故など日常生活における賠償事故を幅広く補償

全税共年金

税理士、事務所職員、関与先等関係者のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険

事業承継(M&A等)顧客紹介

PET・人間ドック

介護無料相談

健康相談・セカンドオピニオン手配サービス

ホームセキュリティ

みまもりサポート

全税共個人型DC(確定拠出年金) ほか

全税共の社会貢献活動

公益財団法人日本税務研究センター

税務相談室の運営支援

公益財団法人全国税理士共栄会文化財団

地域文化の振興支援

全税共文化サロンの運営

